

現 行	修 正 案	備 考
<p>*平成3年台風第19号(りんご台風)(947.0hPa)</p> <p><人的被害> 死者6人、負傷者239人</p> <p><住家被害> 全壊35棟、半壊650棟 床上浸水520棟、床下浸水2,835棟</p> <p>◇台風進路 *両台風が実際の経路を通過した場合と両台風の経路を入れ替えた場合をベースに、経路を少しずつずらして計算を行い、対象地点で最大の潮位偏差となる経路を想定</p> <p>◇高潮の想定潮位 *対象地点で最高となる潮位を基に浸水予測区域を設定 最高値：5.49m(山陽小野田市植生)</p> <p>第2項 想定される災害の姿等(1-2-4)</p> <p>1 高潮潮位 (2)想定台風 近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、<u>枕崎台風</u>等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の来襲も将来的には考えておく必要がある。</p> <p>2 ハザードマップ 本県の高潮ハザードマップは、過去大きな被害を生じた平成11年台風第18号の潮位を上回る非常に高い潮位を想定しているが、実際の高潮災害では、更にそれを超えることもあり得ることを住民に十分周知する必要がある。また、ハザードマップの表示にイメージが固定されないような、柔軟な対応ができるハザードマップ活用法の啓発が必要である。</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第3節 災害教訓の伝承(2-1-3)</p> <p>県及び市町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町はその取組を支援するものとする。</p> <p>第6章 災害応急体制の整備</p> <p>第1節 職員の体制</p> <p>第1項 県</p> <p>1 配備体制(2-6-2)</p> <p>(1)災害対策本部未設置 図表中の <u>商政課</u> <u>産業戦略部</u></p>	<p>第2項 想定される災害の姿等(1-2-4)</p> <p>1 高潮潮位 (2)想定台風 近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、<u>室戸台風</u>等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の来襲も将来的には考えておく必要がある。</p> <p>2 ハザードマップ 本県の高潮ハザードマップは、<u>山口南沿岸においては想定し得る最大規模の高潮を、山口北沿岸においては過去大きな被害を生じた平成11年台風第18号の潮位を上回る非常に高い潮位を想定しているが、実際の高潮災害では、更にそれを超えることもあり得ることを住民に十分周知する必要がある。また、ハザードマップの表示にイメージが固定されないような、柔軟な対応ができるハザードマップ活用法の啓発が必要である。</u></p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第3節 災害教訓の伝承(2-1-3)</p> <p>県及び市町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。<u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町はその取組を支援するものとする。</p> <p>第6章 災害応急体制の整備</p> <p>第1節 職員の体制</p> <p>第1項 県</p> <p>1 配備体制(2-6-2)</p> <p>(1)災害対策本部未設置 図表中の <u>産業政策課</u> <u>(削除)</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>組織改編</p>

現 行

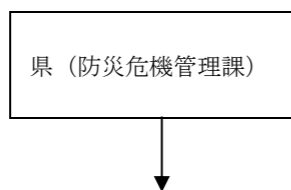
第3節 自衛隊との連携体制

第1項 県

4 連絡先 (2-6-8)

陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 <u>防災行政無線</u> (衛星系) 217
	第13旅団	広島県	082-822-3101
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511
	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111

第4節 海上保安部署との連携体制 (2-6-9)



広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 <u>無線電話</u> 10-225-2 " FAX 19-225	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 <u>無線電話</u> 10-226-2 " FAX 19-226	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 <u>無線電話</u> 10-227-2 " FAX 19-227
岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999
柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話

第7章 避難予防対策

第1節 市町の避難計画

第7項 避難順位の一般的基準 (2-7-5)

- 1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦
- 2 乳幼児、学童
- 3 女性
- 4 その他の者
- 5 防災従事者

修 正 案

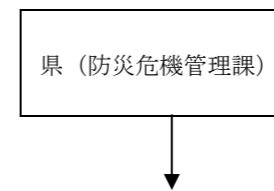
第3節 自衛隊との連携体制

第1項 県

4 連絡先 (2-6-8)

陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 <u>防災無線</u> (衛星系) 217
	第13旅団	広島県	082-822-3101 <u>防災無線(衛星系) 034-101-941-157</u>
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511
	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111 <u>防災無線(衛星系) 034-101-89-158</u>

第4節 海上保安部署との連携体制 (2-6-9)



広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 <u>防災無線(衛星系)</u> <u>034-101-99-159</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 10-225-2 <u>防災無線(地上系)</u> " FAX 19-225	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-226-2 " FAX 19-226	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-227-2 " FAX 19-227
岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999
柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話

第7章 避難予防対策

第1節 市町の避難計画

第7項 避難順位の一般的基準 (2-7-5)

- 避難は要配慮者を優先するものとする。

備 考

連絡先の追加

表現の適正化

表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9項 避難所の運営管理（2-7-5） 市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。 また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に配慮するものとする。</p> <p>第11項 避難所の整備に関する事項（2-7-5） 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等） 2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等） 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等） 4 避難所での備蓄 食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資</p> <p>第8章 救助・救急、医療活動 第2節 医療活動 第1項 医療救護活動体制の確立 1 県（2-8-4） 県は、市町が行う医療救護体制の確立について応援、補完するとともに、次の事項を実施又は指導する。 (11) 被災地で効率的な保健医療活動が行えるよう、保健医療活動チームの派遣調整や情報連携等の保健医療活動の総合調整を行う体制を構築する。</p> <p>第9章 要配慮者対策 第5節 避難所対策（2-9-4） 県及び市町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。 また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。 1 (略) 2 (略) 3 (略)</p> <p>第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画 第1節 災害救助物資確保計画 第1項 食料の確保 2 応援用食料の調達・供給体制の整備（2-11-2） (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。 ・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰等</p>	<p>第9項 避難所の運営管理（2-7-5） 市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。 また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、<u>食物アレルギー</u>に配慮するものとする。</p> <p>第11項 避難所の整備に関する事項（2-7-5） 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等） 2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等） 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等） 4 避難所での備蓄 食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた</u>非常用電源等避難生活に必要な物資</p> <p>第8章 救助・救急、医療活動 第2節 医療活動 第1項 医療救護活動体制の確立 1 県（2-8-4） 県は、市町が行う医療救護体制の確立について応援、補完するとともに、次の事項を実施又は指導する。 (11) 被災地で効率的な保健医療<u>福祉</u>活動が行えるよう、保健医療活動チーム、<u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等</u>の派遣調整や情報連携等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を行う体制を構築する。<u>また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、人材の育成等に努める。</u></p> <p>第9章 要配慮者対策 第5節 避難所対策（2-9-4） 県及び市町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。 また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。 1 (略) 2 (略) 3 (略) <u>4 災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の運用にかかる体制の整備に努める。</u></p> <p>第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画 第1節 災害救助物資確保計画 第1項 食料の確保 2 応援用食料の調達・供給体制の整備（2-11-2） (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。 ・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、<u>食物アレルギー対応食品</u>等</p>	<p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>DWAT の組成による修正</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第16章 交通災害予防対策</p> <p>第1節 海上災害予防計画</p> <p>第1項 海上災害予防対策（2-16-2）</p> <p>2 運輸支局、海事事務所、管区海上保安本部・海上保安部署（港長）、港湾・漁港管理者（2-16-2）</p> <p>(1) 海上交通安全のための情報の充実</p> <p>海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るものとする。</p> <p>水路通報、航行警報、<u>気象通報</u>等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2節 航空災害予防計画</p> <p>第1項 航空災害予防対策</p> <p>1 航空交通の安全のための情報の充実（2-16-6）</p> <p>(1) 福岡航空地方気象台は、岩国空港及び山口宇部空港において、航空交通の安全確保及び飛行場における災害防止のため、飛行場及び飛行場周辺の気象状態を正確かつ迅速に観測<u>通報</u>を実施するものとする。また、各種気象資料や予報等をもとに気象状況を把握し、航空交通機関・運航管理者・機長等に対し、空港の特性に応じた気象解説及び気象資料の提供を行うものとする。</p> <p>第3節 陸上交通災害予防計画</p> <p>第1項 道路</p> <p>1 現況（2-16-9）</p> <p>本県における現在の道路体系は、高速自動車国道の中国自動車道、山陽自動車道、関門自動車道及び17本の一般国道を軸として、これに県道、市町道が連携し、実延長16,751.7kmにおよぶ道路網を形成している。</p> <p>その道路種別内訳は、高速自動車国道257.4km、国道<u>1,111.6</u>km、県道2,801.2km、市町道12,581.7kmとなっている。このうち、国道・県道の改良率では全国平均<u>62.7</u>%、山口県<u>61.8</u>%となっている（道路統計年報2021より）。</p> <p>第7項 放射性物質の災害予防対策（2-17-15）</p> <p>1 放射性同位元素（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則）</p> <p>(1) 放射線障害予防規程の設定（同法第21条）</p> <p>ア 届け出—販売業者等は、予防規<u>定</u>を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。</p> <p>イ <u>規定</u>の内容</p> <p>(ア)～(ウ)（省略）</p> <p>ウ <u>規定</u>の変更—原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に<u>規定</u>の変更を命ずることができる</p>	<p>第16章 交通災害予防対策</p> <p>第1節 海上災害予防計画</p> <p>第1項 海上災害予防対策（2-16-2）</p> <p>2 運輸支局、海事事務所、管区海上保安本部・海上保安部署（港長）、港湾・漁港管理者（2-16-2）</p> <p>(1) 海上交通安全のための情報の充実</p> <p>海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るものとする。</p> <p>水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2節 航空災害予防計画</p> <p>第1項 航空災害予防対策</p> <p>1 航空交通の安全のための情報の充実（2-16-6）</p> <p>(1) 福岡航空地方気象台は、岩国空港及び山口宇部空港において、航空交通の安全確保及び飛行場における災害防止のため、飛行場及び飛行場周辺の気象状態を正確かつ迅速に観測<u>データの提供</u>を実施するものとする。また、各種気象資料や予報等をもとに気象状況を把握し、航空交通機関・運航管理者・機長等に対し、空港の特性に応じた気象解説及び気象資料の提供を行うものとする。</p> <p>第3節 陸上交通災害予防計画</p> <p>第1項 道路</p> <p>1 現況（2-16-9）</p> <p>本県における現在の道路体系は、高速自動車国道の中国自動車道、山陽自動車道、関門自動車道及び17本の一般国道を軸として、これに県道、市町道が連携し、実延長16,751.7kmにおよぶ道路網を形成している。</p> <p>その道路種別内訳は、高速自動車国道257.4km、国道<u>1,111.4</u>km、県道2,801.2km、市町道12,581.7kmとなっている。このうち、国道・県道の改良率では全国平均<u>63.0</u>%山口県<u>62.0</u>%となっている（道路統計年報2021より）。</p> <p>第7項 放射性物質の災害予防対策（2-17-15）</p> <p>1 放射性同位元素（放射性同位元素等<u>の規制</u>に関する法律、電離放射線障害防止規則）</p> <p>(1) 放射線障害予防規程の設定（同法第21条）</p> <p>ア 届け出—販売業者等は、予防規<u>程</u>を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。</p> <p>イ <u>規程</u>の内容</p> <p>(ア)～(ウ)（省略）</p> <p>ウ <u>規程</u>の変更—原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に<u>規程</u>の変更を命ずることができる。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> <p>法律名の変更に伴う修正 誤記修正</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織（3-1-3）</p> <p>図表中の</p> <p><u>産業戦略部長</u></p> <p><u>商工労働部長</u></p> <p><u>産業戦略部</u></p> <p><u>商工労働対策部</u></p> <p><u>商工労働部</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織（3-1-3）</p> <p>図表中の</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>産業労働部長</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>産業労働対策部</u></p> <p><u>産業労働部</u></p>	<p>組織改編</p>

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

第2項 県本部の運営

2 部

(1) 部の構成（3-1-4）

部は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

県本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部 の 名 称	部を構成する組織	部 長	副 部 長
総 務 部	総 務 部	総 務 部 長	総 務 部 次 長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長
<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部長</u>	<u>産業戦略部次長</u>
環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長
災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
<u>商工労働対策部</u>	<u>商工労働部</u>	<u>商工労働部長</u>	<u>商工労働部次長</u>
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長
土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長
経 理 部	会計管理局	会計管理局長	会計課 長
企業対策部	企業局	公営企業管理者	企業局 長
文教対策部	教 育 庁	教 育 長	副 教 育 長
公 安 部	警 察 本 部	警 察 本 部 長	警 備 部 長

(2) 部の設置基準（3-1-5）

予想される災害の程度又は発生した災害形態により異なるが、おおむね次のとおりとする

部 名	風 水 害	豪 雪	火 事、爆 発	その他の災害
<u>産業戦略部</u>	<u>必 置</u>	<u>災害規模による</u>	<u>災害規模による</u>	<u>災害形態による</u>
<u>商工労働対策部</u>	必 置	災害規模による	災害形態による (火薬関係)	災害規模による

第4項 班の編成及び所掌事務（3-1-12）

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略</u>	<u>産業戦略部</u>	<u>1 部内及び本部室班との連絡調整に関すること。</u>
災害救助部	救助総務	厚 政 課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 5 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 義援金品の配分に関すること。 7 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 8 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関すること。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 10 災害ボランティアの活動支援に関すること。 11 災害救助基金に関すること。（生活必需品等の備蓄を含む。）

第2項 県本部の運営

2 部

(1) 部の構成（3-1-4）

部は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

県本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部 の 名 称	部を構成する組織	部 長	副 部 長
総 務 部	総 務 部	総 務 部 長	総 務 部 次 長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長
災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
<u>産業労働対策部</u>	<u>産業労働部</u>	<u>産業労働部長</u>	<u>産業労働部次長</u>
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長
土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長
経 理 部	会計管理局	会計管理局長	会計課 長
企業対策部	企業局	公営企業管理者	企業局 長
文教対策部	教 育 庁	教 育 長	副 教 育 長
公 安 部	警 察 本 部	警 察 本 部 長	警 備 部 長

(2) 部の設置基準（3-1-5）

予想される災害の程度又は発生した災害形態により異なるが、おおむね次のとおりとする

部 名	風 水 害	豪 雪	火 事、爆 発	その他の災害
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>産業労働対策部</u>	必 置	災害規模による	災害形態による (火薬関係)	災害規模による

第4項 班の編成及び所掌事務（3-1-12）

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
災害救助部	救助総務	厚 政 課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 5 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 義援金品の配分に関すること。 7 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 8 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関すること。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 10 災害ボランティアの活動支援に関すること。 11 災害救助基金に関すること。（生活必需品等の備蓄を含む。）

組織改編

組織改編

組織改編

現 行				修 正 案				備 考
			12 被災地における民生安定に関する事 13 その他災害救助対策に関する事				12 被災地における民生安定に関する事 13 <u>保健医療福祉活動の総合調整に関する事</u> 14 その他災害救助対策に関する事	厚労省通知を踏 まえた修正
商工労働 対策部	商工総務	商政課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 火災類の保安対策に関する事。 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関する事。 5 電力の安定供給についての要請に関する事。 6 その他応急商工業対策に関する事。	産業労働 対策部	産業総務	産業政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 火災類の保安対策に関する事。 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関する事。 5 電力の安定供給についての要請に関する事。 6 その他応急商工業対策に関する事。	組織改編
	経営金融	経営金融課	7 中小企業の被害調査及び応急復旧に関する事。 8 中小企業の金融に関する事。		経営金融	経営金融課	7 中小企業の被害調査及び応急復旧に関する事。 8 中小企業の金融に関する事。	
	労働対策	労働政策課	9 山口労働局・公共職業安定所との連絡調整等に関する事。 10 被災による失業者の就職支援に関する事。 11 災害応急対策、復興に必要な労務の確保に関する事。		労働対策	労働政策課	9 山口労働局・公共職業安定所との連絡調整等に関する事。 10 被災による失業者の就職支援に関する事。 11 災害応急対策、復興に必要な労務の確保に関する事。	
	協力班	新産業振興課 企業立地推進課	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関する事。		協力班	産業脱炭素化推進室 企業立地推進課 イノベーション推進課 産業人材課	12 当該課(室)の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関する事。	組織改編
観光スポーツ 文化対策部	外国人 対策	国 際 課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事。 6 <u>災害時における外国人への避難活動計画等に係る啓発に関する事</u> 。 7 外国人の安否情報に関する事。 8 <u>外国語通訳(ボランティア)の育成、登録に関する事</u> 。	観光スポーツ 文化対策部	外国人 対策	国 際 課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事。 6 外国人の安否情報に関する事。 7 <u>山口県災害時多言語支援センターに関する事</u> 。	表現の適正化
	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	9 被災文化財の保護、修復に関する事 10 当該課(室)の災害対策関連事務の処理。 11 部内の各班、他部の応援に関する事。		協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 (削除)	8 被災文化財の保護、修復に関する事 9 当該課(室)の災害対策関連事務の処理。 10 部内の各班、他部の応援に関する事。	組織改編
文教 対策部	学校教育	教 職 員 課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	7 <u>応急教育の実施に関する事</u> 。 8 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事。 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関する事。	文教 対策部	学校教育	教育情報化推進室 教 職 員 課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	7 <u>ICT機器等を活用した応急教育の実施に関する事</u> 。 8 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事。 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関する事。	組織改編
第5項 地方機関の所掌事務				第5項 地方機関の所掌事務				
4 地方機関の所掌事務(3-1-18)				4 地方機関の所掌事務(3-1-18)				
対策部・班	関係機関	所 掌 事 務		対策部・班	関係機関	所 掌 事 務		
災害救助部 救助総務班	健康福祉センター	(1) 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関する事。 (2) 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関する事。 (3) 災害救助法に基づく救助の実施に関する事。 (4) 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関する事。 (5) 救援物資の現地配分、配送に関する事。 (6) その他災害救助部長が指示する事務又は業務。 (7) 庁舎の被害状況の調査報告に関する事。		災害救助部 救助総務班	健康福祉センター	(1) 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関する事。 (2) 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関する事。 (3) 災害救助法に基づく救助の実施に関する事。 (4) 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関する事。 (5) 救援物資の現地配分、配送に関する事。 (6) <u>現地における保健医療福祉活動の総合調整に関する事</u> 。 (7) その他災害救助部長が指示する事務又は業務。 (8) 庁舎の被害状況の調査報告に関する事。		厚労省通知を踏 まえた修正

現 行			修 正 案			備 考		
医 務 班	健康福祉センター (環境保健所)	(8) 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。 (9) 被災者の救助、医療救護に関すること。 (10) 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。 (11) 医療に関して市町の指導及び応援に関すること。	医 務 班	健康福祉センター (環境保健所)	(9) 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。 (10) 被災者の救助、医療救護に関すること。 (11) 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。 (12) 医療に関して市町の指導及び応援に関すること。		組織改編	
健康管理・ 防疫班	健康福祉センター (環境保健所)	(12) 被災者の健康管理、保健相談に関すること。 (13) 保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関すること。	健康管理・ 防疫班	健康福祉センター (環境保健所)	(13) 被災者の健康管理、保健相談に関すること。 (14) 保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関すること。	組織改編		
	精神保健福祉 センター	(14) 健康福祉センター（環境保健所）が実施するメンタルヘルスケアの支援に関すること。		精神保健福祉 センター	(15) 健康福祉センター（環境保健所）が実施するメンタルヘルスケアの支援に関すること。			
薬 務 班	健康福祉センター (環境保健所)	(15) 医薬品及び衛生器材の確保に関すること。 (16) 毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。	薬 務 班	健康福祉センター (環境保健所)	(16) 医薬品及び衛生器材の確保に関すること。 (17) 毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。			組織改編
	その他の出先機関	(17) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。		その他の出先機関	(18) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。			
商工労働対策部		(1) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。	産業労働対策部		(1) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。			
第5節 災害対策総合連絡本部			第5節 災害対策総合連絡本部			組織改編		
1 設置期間（3-1-23） (1)～(4)（省略） (5) 西日本旅客鉄道（株） <u>広島支社長</u> 又はその指名する者…… I Rの事故の場合			1 設置期間（3-1-23） (1)～(4)（省略） (5) 西日本旅客鉄道（株） <u>中国統括本部長</u> 又はその指名する者…… I Rの事故の場合					
第2章 災害情報の収集・伝達計画			第2章 災害情報の収集・伝達計画			表現の適正化		
第1節 災害情報計画			第1節 災害情報計画					
第1項 気象警報・注意報等（3-2-5） 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要			第1項 気象警報・注意報等（3-2-5） 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要					
種 類	概 要		種 類	概 要				
記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、 <u>府県気象情報の一種として発表する。</u> この情報が発表されたときは、 <u>土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生</u> につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所 <u>については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u>		記録的短時間大雨情報	<u>大雨警報発表中に</u> 数年に一度程度しか発生しないような猛烈な <u>雨（1時間降水量）</u> が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) <u>され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u> この情報が発表されたときは、 <u>土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生</u> につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所 <u>をキキクルで確認する必要がある。</u>				
特別警報発表基準（3-2-5）			特別警報発表基準（3-2-5）					
現象の種類	基 準		現象の種類	基 準				
(省略)	(省略)		(省略)	(省略)				
(注) 発表にあたっては、 <u>降水量</u> 、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。			(注) 発表にあたっては、 <u>指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）</u> 、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。					
警報・注意報発表基準一覧表（3-2-5） 令和3年6月8日現在			警報・注意報発表基準一覧表（3-2-5） 令和4年5月26日現在					
発表官署	下関地方気象台		発表官署	下関地方気象台				
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、 <u>府県気象情報の一種として都道府県と</u> 気象庁が共同で発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認するなど、自らの避難が必要な警戒レベル4相当。		土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、 <u>山口県と</u> 気象庁が共同で発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認するなど、自らの避難が必要な警戒レベル4相当。				

現 行					修 正 案					備 考
-----	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	-----

別表2 洪水警報基準（3-2-8） 令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=7.2, 善和川流域=9.4, 甲山川流域=11.5, 雑佐川流域=7.2, 大田川流域=21.6, 沢波川流域=6.8, 真縮川流域=8.4, 有帆川流域=17.1	梅田川流域= (8, 6.4), 雑佐川流域= (8, 6.4), 大田川流域= (14, 19.4), 沢波川流域= (8, 6.1), 真縮川流域= (8, 7.5)	厚東川水系厚東川 [持世寺]
	山陽小野田市	前場川流域=9.2, 厚狭川流域=31.7, 有帆川流域=15	厚狭川流域= (8, 28.5), 有帆川流域= (14, 13.5)	—
山口・防府	山口市	阿武川流域=21.9, 南若川流域=7.2, 沖田川流域=16.5, 生雲川流域=17.1, 蔵目喜川流域=19.9, 篠目川流域=10.6, 坂本川流域=10.8, 問田川流域=16.4, 九田川流域=15, 吉敷川流域=9.3, 一の坂川流域=6.6, 四十八瀬川流域=10.9, 今津川流域=4.8, 井関川流域=9.5, 島地川流域=25.3, 矢井川流域=6.1, 三谷川流域=13, 滑川流域=10.4	阿武川流域= (10, 19.7), 南若川流域= (10, 6.8), 問田川流域= (8, 14.7), 吉敷川流域= (10, 8.3), 榎野川流域= (8, 22.6)	佐波川 [漆尾・堀], 榎野川水系榎野川 [朝田・鰐石], 榎野川水系仁保川 [御堀橋]
	防府市	横曽根川流域=8.8, 剣川流域=6.6, 久兼川流域=8.9, 馬刀川流域=6.5, 柳川流域=8.1	馬刀川流域= (8, 6.4)	佐波川 [新橋・漆尾]
岩国	岩国市	生見川流域=13.7, 本郷川流域=19.9, 宇佐川流域=25.4, 木谷川流域=15.8, 野谷川流域=9.2, 根笠川流域=23.3, 保木川流域=12.5, 御庄川流域=18.9, 由宇川流域=18.5, 島田川流域=29.6, 中山川流域=12.4, 東川流域=16.3, 笹見川流域=7.5, 長野川流域=6.6	宇佐川流域= (8, 22.8), 保木川流域= (8, 11.2), 御庄川流域= (8, 17), 錦川流域= (8, 49.4), 門前川流域= (8, 6.8), 島田川流域= (8, 26.6)	小瀬川 [小川津・両国橋], 錦川水系錦川下流部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流部 [南桑]
	和木町		—	小瀬川 [小川津・両国橋]

別表4 洪水注意報基準（3-2-10） 令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
山口・防府	山口市	阿武川流域=16.3, 南若川流域=5.7, 沖田川流域=13.2, 生雲川流域=13.6, 蔵目喜川流域=15.5, 篠目川流域=8.4, 坂本川流域=8.6, 問田川流域=13.1, 九田川流域=12, 吉敷川流域=7.4, 一の坂川流域=5.2, 四十八瀬川流域=8.7, 今津川流域=3.7, 井関川流域=7.6, 島地川流域=20.2, 矢井川流域=4.8, 三谷川流域=10.4, 滑川流域=8.3	阿武川流域= (6, 16.3), 南若川流域= (6, 5.7), 生雲川流域= (6, 13.6), 蔵目喜川流域= (6, 15.5), 問田川流域= (5, 13.1), 九田川流域= (10, 9.6), 吉敷川流域= (10, 7.4), 榎野川流域= (8, 20.1), 今津川流域= (9, 2.6)	佐波川 [漆尾・堀], 榎野川水系榎野川 [朝田・鰐石], 榎野川水系仁保川 [御堀橋]

別表2 洪水警報基準（3-2-8） 令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=7.2, 善和川流域=9.4, 甲山川流域=11.5, 雑佐川流域=7.2, 大田川流域=21.6, 沢波川流域=6.8, 真縮川流域=8.4, 有帆川流域=17.1	梅田川流域= (8, 6.4), 雑佐川流域= (8, 6.4), 大田川流域= (14, 19.4), 沢波川流域= (8, 6.1), 真縮川流域= (8, 7.5)	厚東川水系厚東川 [持世寺]
	山陽小野田市	前場川流域=9.2, 厚狭川流域=31.7, 有帆川流域=15	厚狭川流域= (8, 28.5), 有帆川流域= (18, 13.5)	—
山口・防府	山口市	阿武川流域=21.9, 南若川流域=7.2, 沖田川流域=16.5, 生雲川流域=17.1, 蔵目喜川流域=19.9, 篠目川流域=10.6, 坂本川流域=10.8, 問田川流域=16.4, 九田川流域=15, 吉敷川流域=9.3, 一の坂川流域=6.6, 四十八瀬川流域=10.9, 今津川流域=4.8, 井関川流域=9.5, 島地川流域=25.3, 矢井川流域=6.1, 三谷川流域=13, 滑川流域=10.4	阿武川流域= (10, 19.7), 南若川流域= (10, 6.8), 問田川流域= (10, 14.7), 吉敷川流域= (10, 8.3), 榎野川流域= (8, 22.6)	佐波川 [漆尾・堀], 榎野川水系榎野川 [朝田・鰐石], 榎野川水系仁保川 [御堀橋]
	防府市	横曽根川流域=8.8, 剣川流域=6.6, 久兼川流域=8.9, 馬刀川流域=6.5, 柳川流域=8.1	馬刀川流域= (8, 6.4)	佐波川 [新橋・漆尾]
岩国	岩国市	生見川流域=13.7, 本郷川流域=19.9, 宇佐川流域=25.4, 木谷川流域=15.8, 野谷川流域=9.2, 根笠川流域=23.3, 保木川流域=12.9, 御庄川流域=18.9, 由宇川流域=18.5, 島田川流域=29.6, 中山川流域=12.4, 東川流域=16.3, 笹見川流域=7.5, 長野川流域=6.6	宇佐川流域= (8, 22.8), 保木川流域= (8, 11.6), 御庄川流域= (8, 17), 錦川流域= (8, 49.4), 門前川流域= (8, 6.8), 島田川流域= (8, 29.4)	小瀬川 [小川津・両国橋], 錦川水系錦川下流部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流部 [南桑]
	和木町		—	小瀬川 [小川津・両国橋]

別表4 洪水注意報基準（3-2-10） 令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
山口・防府	山口市	阿武川流域=16.3, 南若川流域=5.7, 沖田川流域=13.2, 生雲川流域=13.6, 蔵目喜川流域=15.5, 篠目川流域=8.4, 坂本川流域=8.6, 問田川流域=13.1, 九田川流域=12, 吉敷川流域=7.4, 一の坂川流域=5.2, 四十八瀬川流域=8.7, 今津川流域=3.7, 井関川流域=7.6, 島地川流域=20.2, 矢井川流域=4.8, 三谷川流域=10.4, 滑川流域=8.3	阿武川流域= (6, 16.3), 南若川流域= (6, 5.7), 生雲川流域= (6, 13.6), 蔵目喜川流域= (6, 15.5), 問田川流域= (6, 13.1), 九田川流域= (10, 9.6), 吉敷川流域= (10, 7.4), 榎野川流域= (8, 20.1), 今津川流域= (10, 2.6)	佐波川 [漆尾・堀], 榎野川水系榎野川 [朝田・鰐石], 榎野川水系仁保川 [御堀橋]

基準変更

基準変更

現 行					修 正 案					備 考
	防府市	横曾根川流域=7, 剣川流域=5.2, 久兼川流域=7.1, 馬刀川流域=4, 柳川流域=6.4	久兼川流域= (9, 5.7), 馬刀川流域= (5, 4), 柳川流域= (5, 5.5)	佐波川 [新橋・漆尾]		防府市	横曾根川流域=7, 剣川流域=5.2, 久兼川流域=7.1, 馬刀川流域=5.2, 柳川流域=6.4	久兼川流域= (9, 5.7), 馬刀川流域= (5, 5.2), 柳川流域= (5, 6.4)	佐波川 [新橋・漆尾]	
岩国	岩国市	生見川流域=10.9, 本郷川流域=15.9, 宇佐川流域=20.3, 木谷川流域=12.6, 野谷川流域=7.3, 根笠川流域=18.6, 保木川流域=10, 御庄川流域=15.1, 由宇川流域=14.8, 島田川流域=23.6, 中山川流域=9.9, 東川流域=13, 笹見川流域=6, 長野川流域=5.2	宇佐川流域= (8, 16.2), 根笠川流域= (9, 18.6), 保木川流域= (5, 10), 御庄川流域= (5, 15.1), 錦川流域= (8, 44.5), 門前川流域= (5, 5.7), 島田川流域= (5, 21.2), 東川流域= (5, 13), 笹見川流域= (5, 6), 長野川流域= (5, 4.6)	小瀬川 [小川津・两国橋], 錦川水系錦川下流部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流部 [南桑]	岩国	岩国市	生見川流域=10.9, 本郷川流域=15.9, 宇佐川流域=20.3, 木谷川流域=12.6, 野谷川流域=7.3, 根笠川流域=18.6, 保木川流域=10.3, 御庄川流域=15.1, 由宇川流域=14.8, 島田川流域=23.6, 中山川流域=9.9, 東川流域=13, 笹見川流域=6, 長野川流域=5.2	宇佐川流域= (8, 16.2), 根笠川流域= (9, 18.6), 保木川流域= (5, 10.3), 御庄川流域= (5, 15.1), 錦川流域= (8, 44.5), 門前川流域= (5, 5.7), 島田川流域= (5, 21.2), 東川流域= (5, 13), 笹見川流域= (5, 6), 長野川流域= (5, 4.6)	小瀬川 [小川津・两国橋], 錦川水系錦川下流部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流部 [南桑]	
	和木町		—	小瀬川 [小川津・两国橋]		和木町		—	小瀬川 [小川津・两国橋]	
萩・美祿	萩市	橋本川流域=32.2, 玉江川流域=5.9, 阿武川流域=40.7, 明木川流域=17.2, 惣田川流域=9.5, 佐々並川流域=15.4, 日南瀬川流域=7.2, 野戸呂川流域=7.1, 蔵目喜川流域=10, 立野川流域=7.6, 庄屋川流域=6.2, 大井川流域=18.3, 福井川流域=5, 須佐川流域=5.6, 江津川流域=8.1, 田万川流域=18.4, 鈴野川流域=11.9, 原中川流域=7.6	玉江川流域= (7, 5.9), 阿武川流域= (7, 32.6), 明木川流域= (5, 17.2), 蔵目喜川流域= (7, 8), 大井川流域= (5, 17.7), 須佐川流域= (7, 4.5), 江津川流域= (5, 8.1), 田万川流域= (5, 16.1), 原中川流域= (7, 6.1)	—	萩・美祿	萩市	橋本川流域=32.2, 玉江川流域=5.9, 阿武川流域=40.7, 明木川流域=17.2, 惣田川流域=9.5, 佐々並川流域=15.4, 日南瀬川流域=7.2, 野戸呂川流域=7.1, 蔵目喜川流域=10, 立野川流域=7.6, 庄屋川流域=6.2, 大井川流域=18.3, 福井川流域=5, 須佐川流域=5.6, 江津川流域=8.1, 田万川流域=18.4, 鈴野川流域=11.9, 原中川流域=7.6	玉江川流域= (7, 5.9), 阿武川流域= (7, 32.6), 明木川流域= (5, 17.2), 蔵目喜川流域= (7, 8), 大井川流域= (5, 17.7), 須佐川流域= (7, 4.5), 江津川流域= (5, 8.1), 田万川流域= (5, 16.1), 原中川流域= (7, 6.1)	—	
	美祿市	大田川流域=16.2, 長田川流域=11.3, 湯の上川流域=4.2, 厚東川流域=19, 青景川流域=7.7, 河原上川流域=6.6, 本郷川流域=6.5, 麦川川流域=5.9, 厚狭川流域=21.2, 原川流域=9.9, 伊佐川流域=9.8, 日野川流域=6.9, 三隅川流域=4.8	麦川川流域= (6, 5.8), 厚狭川流域= (5, 21.2), 原川流域= (5, 9.9), 伊佐川流域= (5, 9.8)	—		美祿市	大田川流域=16.2, 長田川流域=11.3, 湯の上川流域=4.2, 厚東川流域=19, 青景川流域=7.7, 河原上川流域=6.6, 本郷川流域=6.5, 麦川川流域=5.9, 厚狭川流域=21.2, 原川流域=9.9, 伊佐川流域=9.8, 日野川流域=6.9, 三隅川流域=4.8	麦川川流域= (6, 5.8), 厚狭川流域= (5, 21.2), 原川流域= (5, 9.9), 伊佐川流域= (5, 9.8)	—	
	阿武町	大井川流域=12.6, 郷川流域=10.2	大井川流域= (5, 12.6)	—		阿武町	大井川流域=15.2, 郷川流域=10.2	大井川流域= (5, 12.6)	—	

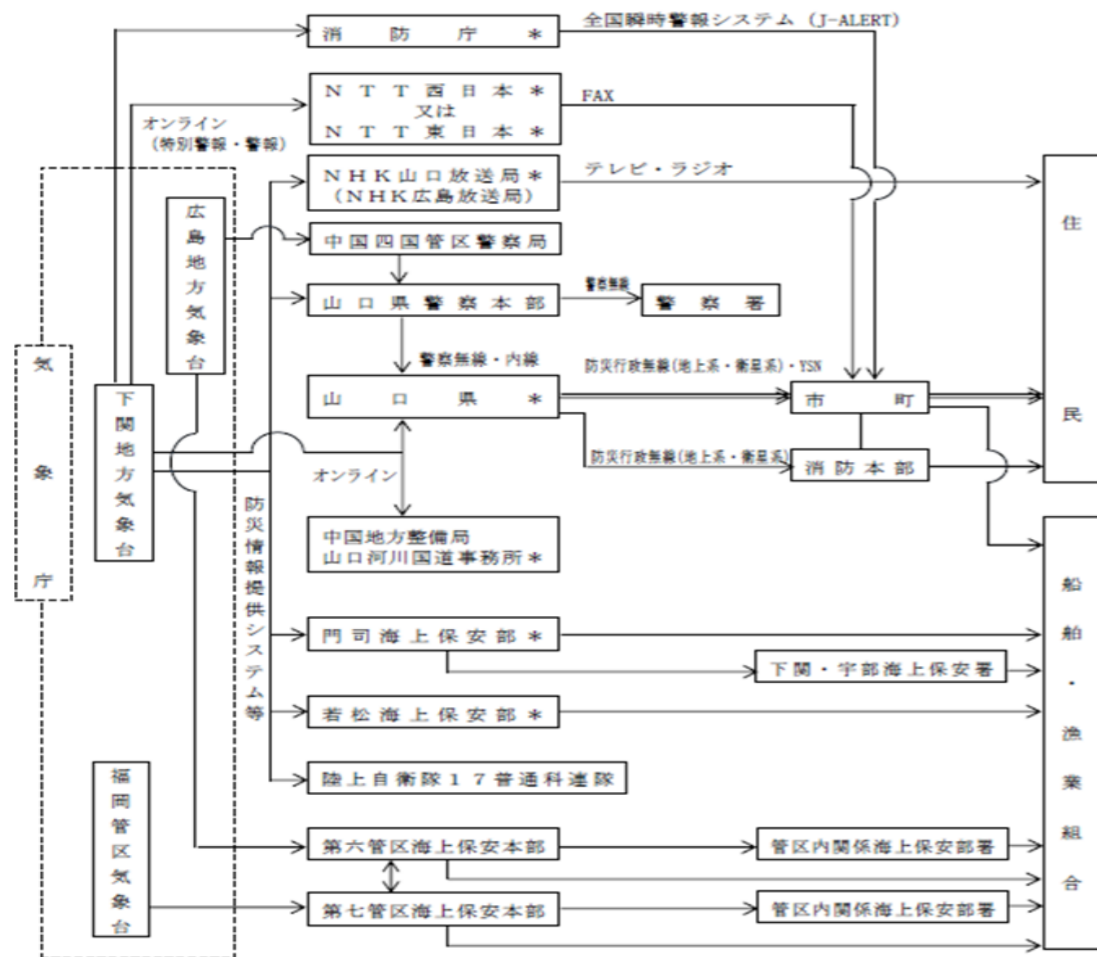
現 行

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達

1 気象台からの伝達系統図 (3-2-14)



2 県における伝達系統図

(2) 県庁内の伝達系統図 (3-2-16)

図表中の

* 商政課

第3項 関係機関による措置事項

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 (3-2-20)

関係機関	措 置 内 容
管区海上保安本部 ・海上保安部署	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある気象警報・注意報等について、 <u>下関地方気象台等</u> から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。

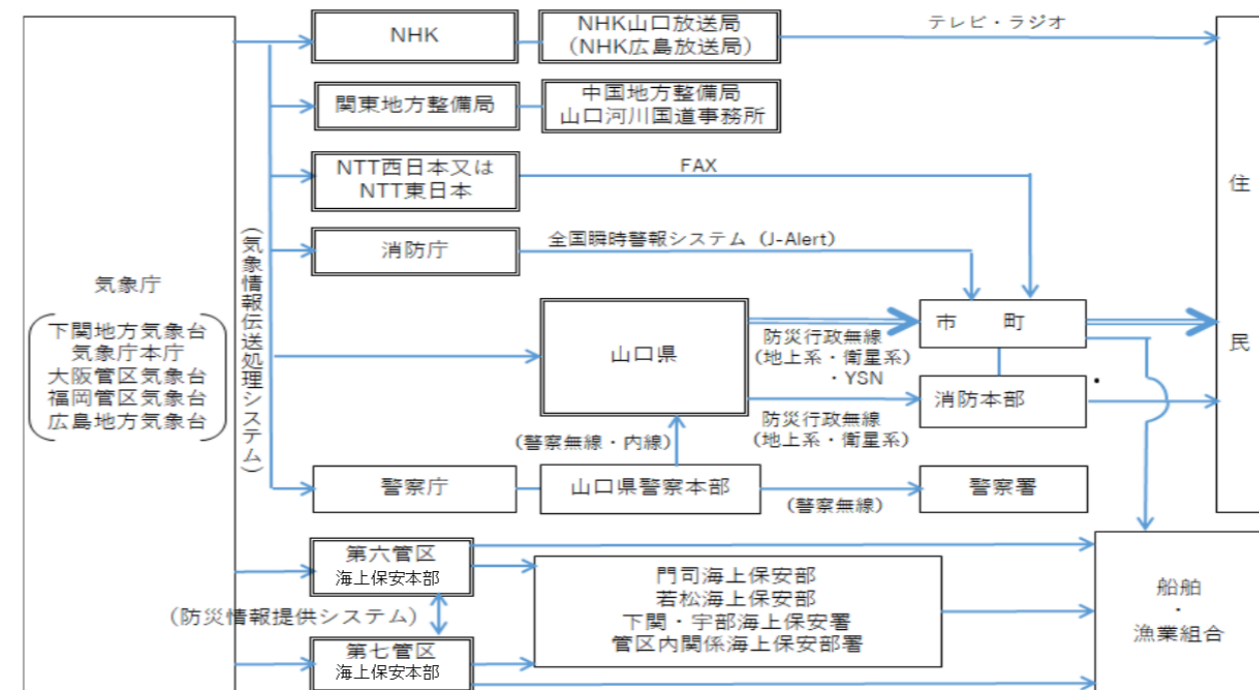
修 正 案

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達

1 気象台からの伝達系統図 (3-2-14)



2 県における伝達系統図

(2) 県庁内の伝達系統図 (3-2-16)

図表中の

* 産業政策課

第3項 関係機関による措置事項

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 (3-2-20)

関係機関	措 置 内 容
管区海上保安本部 ・海上保安部署	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある気象警報・注意報等について、 <u>気象庁等</u> から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。

備 考

接続形態等の変更

組織改編

表現の適正化

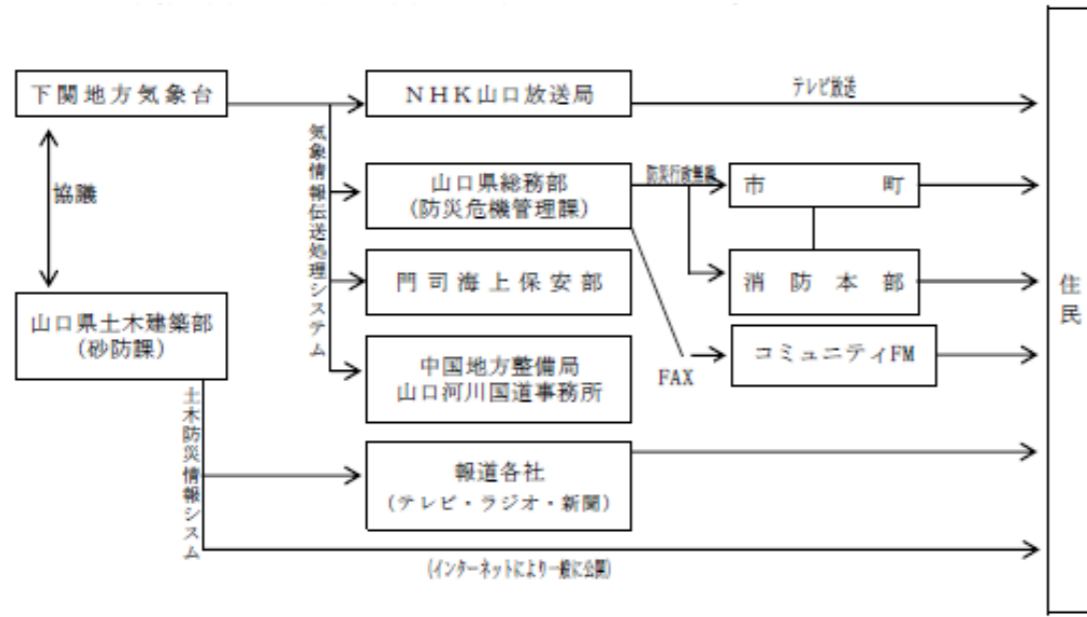
現 行

修 正 案

備 考

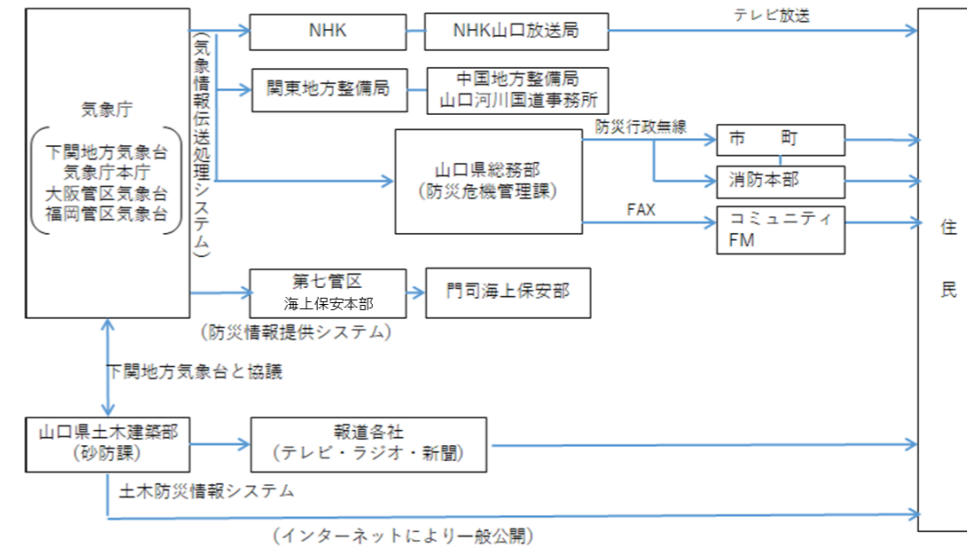
8 土砂災害警戒情報の伝達 (3-2-23)

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



8 土砂災害警戒情報の伝達 (3-2-23)

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。

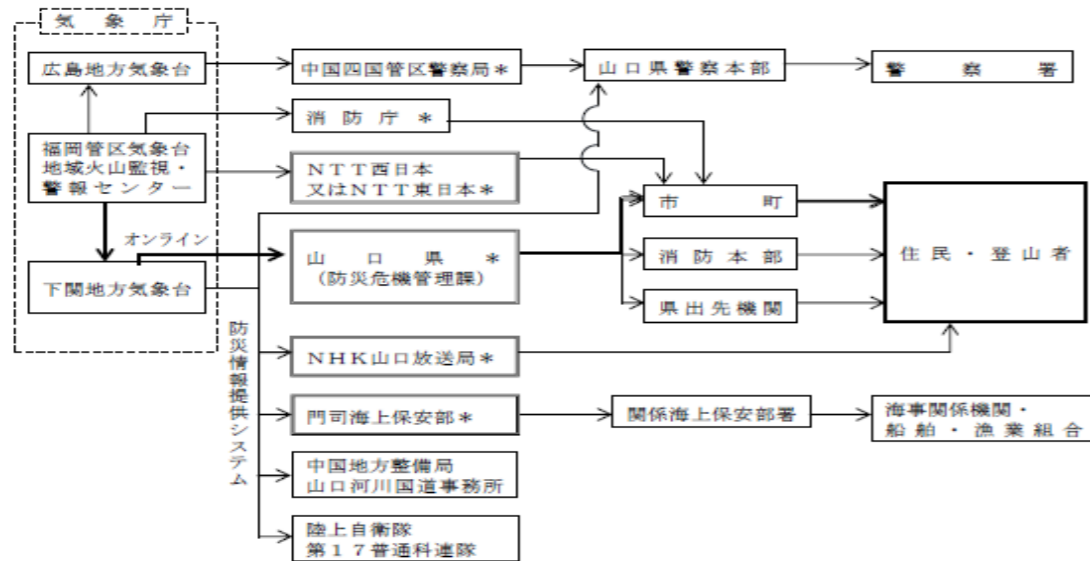


接続形態等の変更

第6項 噴火警報等

1 噴火警報等の伝達 (3-2-26)

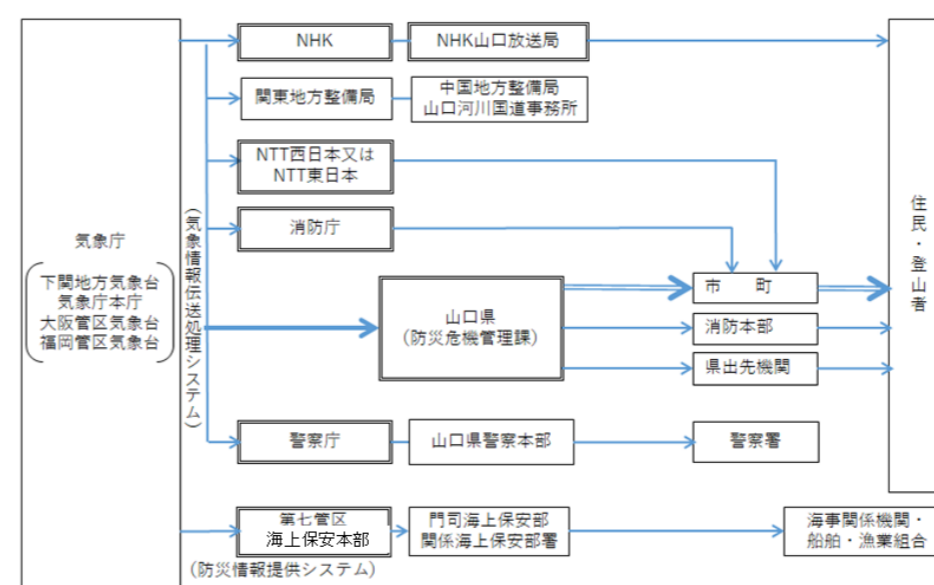
噴火警報等の伝達系統図



第6項 噴火警報等

1 噴火警報等の伝達 (3-2-26)

噴火警報等の伝達系統図



接続形態等の変更

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

1 情報収集連絡系統

(2) 市町から県への災害情報の報告 (3-2-28)

図表中の

商工労働対策部

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

1 情報収集連絡系統 (3-2-28)

(2) 市町から県への災害情報の報告

図表中の

産業労働対策部

組織改編

現 行		修 正 案		備 考	
2 防災関係機関等の措置（3-2-31）		2 防災関係機関等の措置（3-2-31）			
区分	内容	区分	内容		
県	<p>1 情報収集体制</p> <p>(1) 被害状況の把握 ア～ウ（略）</p> <p><u>エ～サ</u>（略）</p>	<p>1 情報収集体制</p> <p>(1) 被害状況の把握 ア～ウ（略）</p> <p><u>エ 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p><u>オ～シ</u>（略）</p>	<p>中央防災会議防災基本計画の修正</p>		
1 1 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達（3-2-36）		1 1 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達（3-2-36）			
(1) 収集 図表中の <u>商工労働対策部（商政課）</u>		(1) 収集 図表中の <u>産業労働対策部（産業政策課）</u>		組織改編	
第4節 災害時の放送		第4節 災害時の放送			
第1項 放送局に対する放送の要請（3-2-44）		第1項 放送局に対する放送の要請（3-2-44）			
2 放送要請取扱要領		2 放送要請取扱要領			
放送機関	連絡責任者	連絡先	放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 <u>無線電話</u> 10-219-3 // FAX 19-219	NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 <u>防災無線（地上系）</u> 10-219-3 // FAX 19-219
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 <u>無線電話</u> 10-220-3 // FAX 19-220	山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 <u>防災無線（地上系）</u> 10-220-3 // FAX 19-220
放送機関	連絡責任者	連絡先	放送機関	連絡責任者	連絡先
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 <u>無線電話</u> 10-221-3 // FAX 19-221	テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 <u>防災無線（地上系）</u> 10-221-3 // FAX 19-221
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 <u>無線電話</u> 10-223-2 // FAX 19-223	株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 <u>防災無線（地上系）</u> 10-223-2 // FAX 19-223
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 <u>無線電話</u> 10-222-3 // FAX 19-222	山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 <u>防災無線（地上系）</u> 10-222-3 // FAX 19-222
第4章 救助・救急、医療等活動計画		第4章 救助・救急、医療等活動計画			
第2節 医療等活動計画		第2節 医療等活動計画			
第2項 医療救護体制		第2項 医療救護体制			
1 医療救護活動（3-4-6）		1 医療救護活動（3-4-6）			
(2) 機関別活動内容		(2) 機関別活動内容			
イ 県		イ 県			
(ハ) 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。		(ハ) <u>災害救助部長は、保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、厚生労働省に対し、全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。</u>		厚労省通知を踏 まえた修正	
(キ) 救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。		(キ) 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。			
(ク) 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。		(ク) 救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。			
		(ケ) 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。			
				表現の適正化	

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>第5章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の管理・運営（3-5-7）</p> <p>(8) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(9) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする</p> <p>第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</p> <p>第6節 航空機の効率的運用と安全対策（3-6-3）</p> <p>大規模災害が発生した場合、救援等のため多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の効率的な運用と安全確保が問題となる。このため、県は各機関のヘリ運用を一元的に調整する航空運用調整班を設置し、ヘリの性能等に応じた役割分担など、ヘリの効率的な運用を図る。また、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。</p> <p>第7章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する活動内容（3-7-10）</p> <table border="1" data-bbox="210 1497 1219 1581"> <thead> <tr> <th>救助活動区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、炊飯及び給水の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 災害派遣要請の手続</p> <p>2 要請手続</p> <p>(3) 災害派遣連絡窓口一覧表（3-7-11）</p> <table border="1" data-bbox="181 1780 1308 2018"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>要 請 先</th> <th>所 在 地</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊に対するもの</td> <td>第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監</td> <td>山口市上宇野台784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町萩町2-1(082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)</td> <td>車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動</td> </tr> </tbody> </table>	救助活動区分	活動内容	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施	区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容	陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野台784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町萩町2-1(082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動	<p>第5章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の管理・運営（3-5-7）</p> <p>(8) <u>避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>(9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(11) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする</p> <p>第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</p> <p>第6節 航空機の効率的運用と安全対策（3-6-3）</p> <p>1 <u>航空運用調整班の設置</u></p> <p>大規模災害が発生した場合、救援等のため多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の効率的な運用と安全確保が問題となる。このため、県は各機関のヘリ運用を一元的に調整する航空運用調整班を設置し、ヘリの性能等に応じた役割分担など、ヘリの効率的な運用を図る。また、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。</p> <p>2 <u>緊急用務空域の指定</u></p> <p><u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</u></p> <p>3 <u>緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請</u></p> <p><u>国土交通省から緊急用務空域において無人航空機の飛行を行おうとする者等からの申請内容の通知があった場合、災害状況や活動状況を踏まえ、無人航空機の飛行の可否を判断し、国土交通省へその結果を回答するものとする。</u></p> <p>第7章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する活動内容（3-7-10）</p> <table border="1" data-bbox="1516 1497 2525 1581"> <thead> <tr> <th>救助活動区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食、給水及び入浴支援</td> <td>被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 災害派遣要請の手続</p> <p>2 要請手続</p> <p>(3) 災害派遣連絡窓口一覧表（3-7-11）</p> <table border="1" data-bbox="1478 1780 2605 2018"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>要 請 先</th> <th>所 在 地</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊に対するもの</td> <td>第17普通科連隊長 第13旅団長</td> <td>山口市上宇野台784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)217) 広島県安芸郡海田町萩町2-1 (082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157)</td> <td>車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動</td> </tr> </tbody> </table>	救助活動区分	活動内容	給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する	区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容	陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長	山口市上宇野台784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)217) 広島県安芸郡海田町萩町2-1 (082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動	<p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>防衛省防災業務計画の修正</p> <p>表現の適正化</p>
救助活動区分	活動内容																									
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施																									
区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容																							
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野台784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町萩町2-1(082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動																							
救助活動区分	活動内容																									
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する																									
区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容																							
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長	山口市上宇野台784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)217) 広島県安芸郡海田町萩町2-1 (082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動																							

現 行

修 正 案

備 考

海上自衛隊に 対するもの	呉 地 方 総 監 佐 世 保 地 方 総 監 第 3 1 航 空 群 司 令 小 月 教 育 航 空 群 司 令 下 関 基 地 隊 司 令	呉市幸町8-1 佐世保市平瀬町 岩国市三角町2丁目 下関市松屋本町3-2-1 下関市永田本町4-8-1	(0823-22-5511) (0956-23-7111) (0827-22-3181) (083-282-1180) (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってす る人員、物資の輸送、状況 偵察、応急給水等
-----------------	---	---	--	--

海上自衛隊に 対するもの	中部方面総監 呉 地 方 総 監 佐 世 保 地 方 総 監 第 3 1 航 空 群 司 令 小 月 教 育 航 空 群 司 令 下 関 基 地 隊 司 令	伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001) 呉市幸町8-1 <u>(防災無線(衛星系)034-101-89-158)</u> 佐世保市平瀬町 岩国市三角町2丁目 下関市松屋本町3-2-1 下関市永田本町4-8-1	(0823-22-5511) (0956-23-7111) (0827-22-3181) (083-282-1180) (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってす る人員、物資の輸送、状況 偵察、応急給水等
-----------------	---	---	--	--

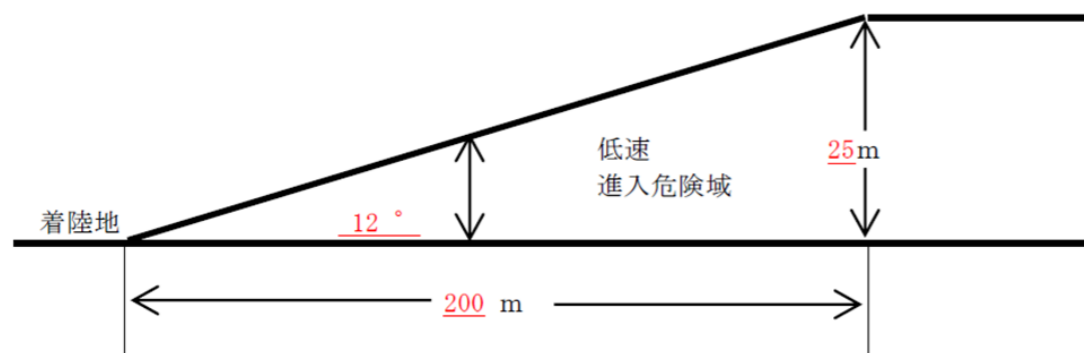
第6項 離島患者救急搬送

4 ヘリポートの整備及び管理

(3) 進入時の障害物除去 (3-7-13)

救難用ヘリコプターが着陸進入するときの最低進入安全角度は、水平に対し約12度である。(ただし、進入速度が低速域にある時のみ。) (下図参照)

着陸地の設置時、200m以内に高さ25m以上の障害物がないように考慮する必要がある。

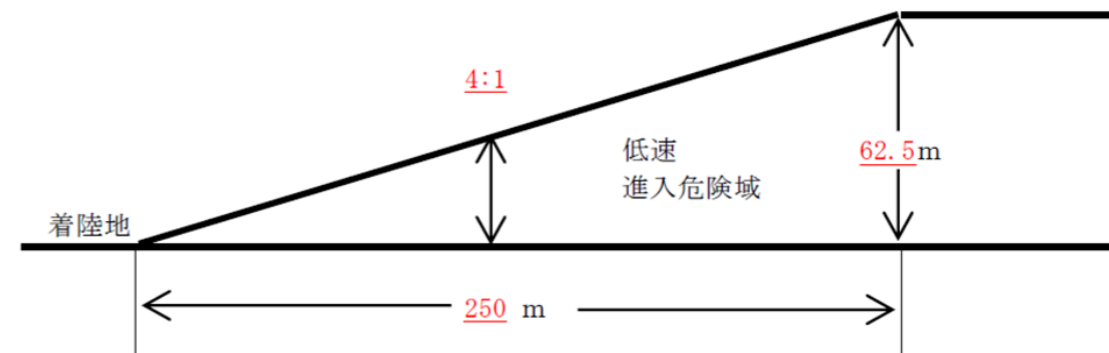


第6項 離島患者救急搬送

4 ヘリポートの整備及び管理

(3) 進入時の障害物除去 (3-7-13)

救難用ヘリコプターの着陸進入に関して、着陸地の設置時、250m以内に高さ62.5m以上の障害物がないように考慮する必要がある。 (下図参照)



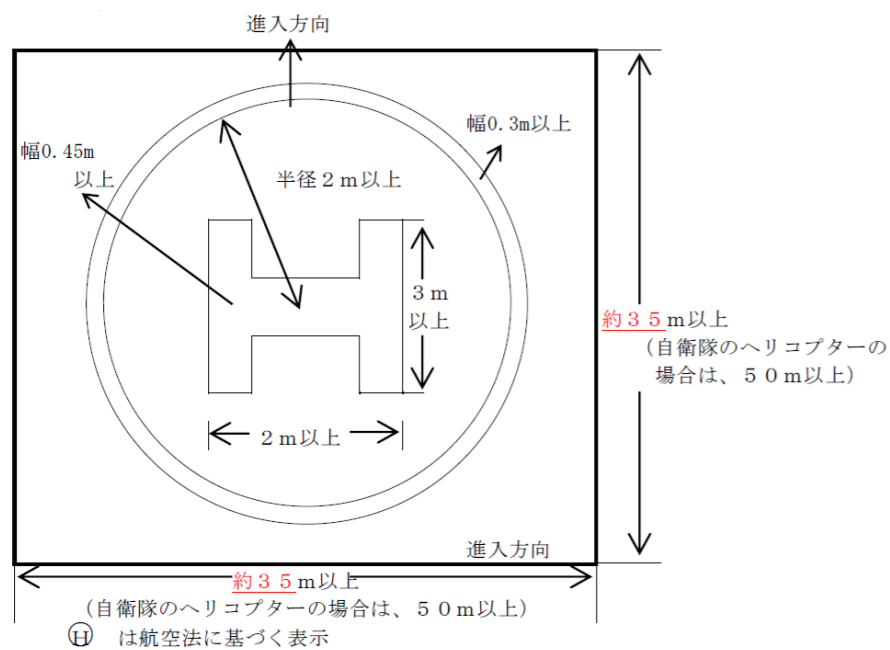
第8章 緊急輸送計画

第6節 臨時ヘリポート設定計画

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

(1) ヘリポートの標識 (3-8-14)



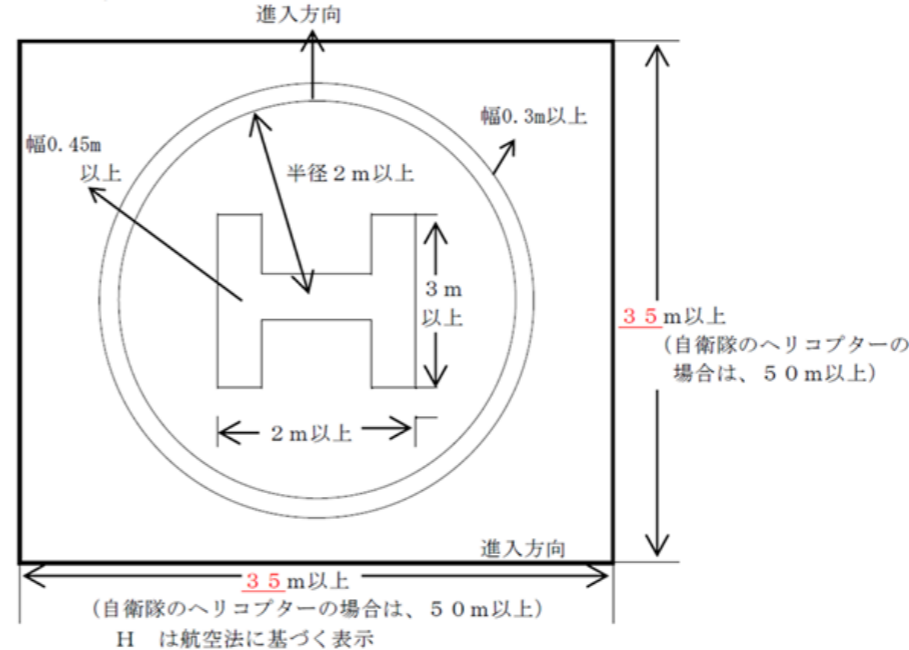
第8章 緊急輸送計画

第6節 臨時ヘリポート設定計画

第2項 臨時ヘリポート設置作業

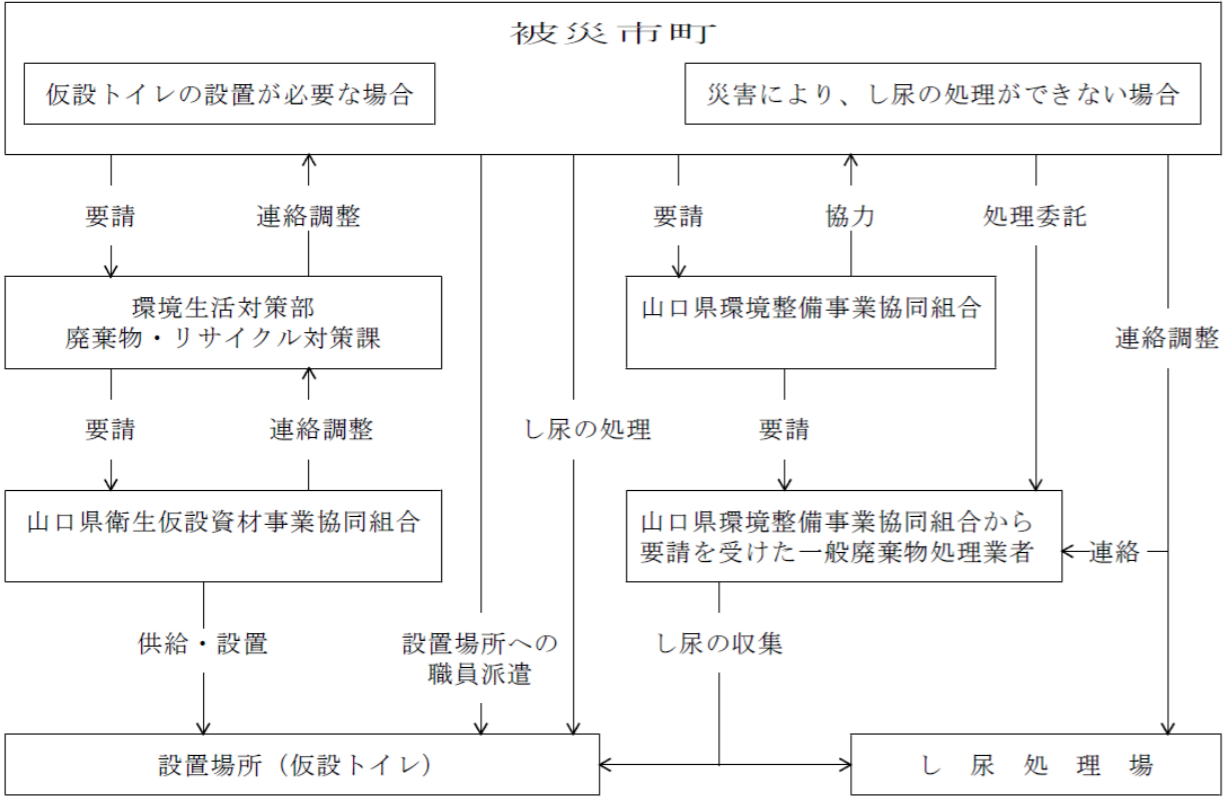
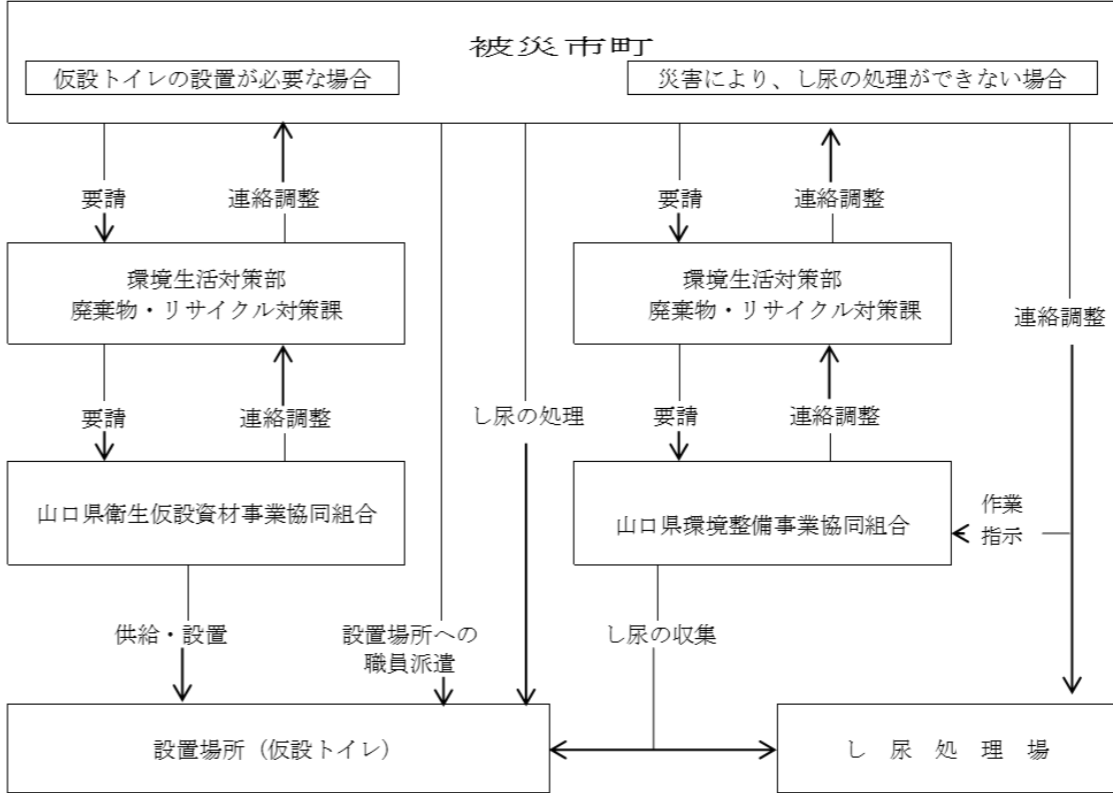
1 ヘリポートの表示

(1) ヘリポートの標識 (3-8-14)



国土交通省事務
処理基準の変更

機体更新に伴う
変更

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9章 災害救助法の適用計画 第1節 災害救助法の適用 第4項 応急救助の実施（3-9-6） 図表中の <u>商工労働部</u></p> <p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1節 食料供給計画 第1項 食料の供給体制 2 副食等の供給（3-10-3） ・ パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品等の供給体制 1 生活必需品等の調達・供給経路（3-10-8） 図表中の <u>商工労働対策部</u></p> <p>第11章 保健衛生・動物愛護管理計画 第3節 災害廃棄物等処理計画 第2項 し尿処理計画 4 処理体制の整備（3-11-16） (2) 対策系統</p> 	<p>第9章 災害救助法の適用計画 第1節 災害救助法の適用 第4項 応急救助の実施（3-9-6） 図表中の <u>産業労働部</u></p> <p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1節 食料供給計画 第1項 食料の供給体制 2 副食等の供給（3-10-3） ・ パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、<u>食物アレルギー対応食品</u>等</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品等の供給体制 1 生活必需品等の調達・供給経路（3-10-8） 図表中の <u>産業労働対策部</u></p> <p>第11章 保健衛生・動物愛護管理計画 第3節 災害廃棄物等処理計画 第2項 し尿処理計画 4 処理体制の整備（3-11-16） (2) 対策系統</p> 	<p>組織改編</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>組織改編</p> <p>協定の締結</p>

現 行	修 正 案	備 考																						
<p>第12章 応急住宅計画</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第3項 応急修理の方法、基準</p> <p>2 修理の期間（3-12-4）</p> <p>(1) 災害発生の日から<u>1ヵ月</u>以内に完成させるものとする。</p> <p>(2) <u>1ヵ月</u>の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う</p> <p>第13章 水防計画</p> <p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務</p> <p>第4項 第2警戒体制以上の体制</p> <p>1 体制の時期（3-13-6）</p> <table border="1" data-bbox="175 699 1267 1205"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>体制の時期の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2警戒体制/ 警戒体制</td> <td>①県内に大雨、洪水、高潮警報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ②その他状況により知事が命じたとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒体制</td> <td>①土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 ②本県への台風の接近又は上陸が予想される時。 ③県内に津波警報が発表されたとき。 ④その他状況により知事が命じたとき。</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。</td> </tr> <tr> <td>緊急非常体制</td> <td>県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時で、県の全組織を挙げて災害対応が必要となる時。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第1項 水位の通報及び公表（法第12条）</p> <p>3 水位の通報方法（3-13-13）</p> <p>(1) 国の機関が行う通報</p> <p>岩国土木建築事務所長は、小瀬川について、国土交通省太田川河川事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、岩国市<u>水防本部</u>及び和木町水防本部に通報する。</p> <p>防府土木建築事務所長は、佐波川について、国土交通省山口河川国道事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、防府市水防本部、<u>山口市水防本部及び防府警察署</u>に通報する。</p>	配備体制	体制の時期の基準	第2警戒体制/ 警戒体制	①県内に大雨、洪水、高潮警報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ②その他状況により知事が命じたとき。	特別警戒体制	①土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 ②本県への台風の接近又は上陸が予想される時。 ③県内に津波警報が発表されたとき。 ④その他状況により知事が命じたとき。	第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。	緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時で、県の全組織を挙げて災害対応が必要となる時。	<p>第12章 応急住宅計画</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第3項 応急修理の方法、基準</p> <p>2 修理の期間（3-12-4）</p> <p>(1) 災害発生の日から<u>3ヵ月（災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）</u>以内に完成させるものとする。</p> <p>(2) 期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。</p> <p>第13章 水防計画</p> <p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務</p> <p>第4項 第2警戒体制以上の体制</p> <p>1 体制の時期（3-13-6）</p> <table border="1" data-bbox="1475 699 2585 1402"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>体制の時期の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2警戒体制/ 警戒体制</td> <td>①県内に大雨、洪水、高潮警報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ②その他状況により知事が命じたとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒体制</td> <td>①土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 ②本県への台風の接近又は上陸が予想される時。 ③県内に津波警報が発表されたとき。 ④その他状況により知事が命じたとき。</td> </tr> <tr> <td><u>第1非常体制</u></td> <td><u>①大雨、洪水、高潮、大津波警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</u> <u>②県内に、気象等に関する特別警報が発表されたとき。</u> <u>③気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。</u></td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。</td> </tr> <tr> <td>緊急非常体制</td> <td>県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時で、県の全組織を挙げて災害対応が必要となる時。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第1項 水位の通報及び公表（法第12条）</p> <p>3 水位の通報方法（3-13-13）</p> <p>(1) 国の機関が行う通報</p> <p>岩国土木建築事務所長は、小瀬川について、国土交通省太田川河川事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、岩国市<u>危機管理課</u>及び和木町水防本部に通報する。</p> <p>防府土木建築事務所長は、佐波川について、国土交通省山口河川国道事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、防府市水防本部、<u>山口市水防本部、山口市徳地総合支所水防本部、防府警察署及び山口警察署へ</u>通報する。</p>	配備体制	体制の時期の基準	第2警戒体制/ 警戒体制	①県内に大雨、洪水、高潮警報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ②その他状況により知事が命じたとき。	特別警戒体制	①土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 ②本県への台風の接近又は上陸が予想される時。 ③県内に津波警報が発表されたとき。 ④その他状況により知事が命じたとき。	<u>第1非常体制</u>	<u>①大雨、洪水、高潮、大津波警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</u> <u>②県内に、気象等に関する特別警報が発表されたとき。</u> <u>③気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。</u>	第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。	緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時で、県の全組織を挙げて災害対応が必要となる時。	<p>内閣府告示の改正に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
配備体制	体制の時期の基準																							
第2警戒体制/ 警戒体制	①県内に大雨、洪水、高潮警報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ②その他状況により知事が命じたとき。																							
特別警戒体制	①土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 ②本県への台風の接近又は上陸が予想される時。 ③県内に津波警報が発表されたとき。 ④その他状況により知事が命じたとき。																							
第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。																							
緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時で、県の全組織を挙げて災害対応が必要となる時。																							
配備体制	体制の時期の基準																							
第2警戒体制/ 警戒体制	①県内に大雨、洪水、高潮警報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ②その他状況により知事が命じたとき。																							
特別警戒体制	①土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 ②本県への台風の接近又は上陸が予想される時。 ③県内に津波警報が発表されたとき。 ④その他状況により知事が命じたとき。																							
<u>第1非常体制</u>	<u>①大雨、洪水、高潮、大津波警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</u> <u>②県内に、気象等に関する特別警報が発表されたとき。</u> <u>③気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。</u>																							
第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。																							
緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時で、県の全組織を挙げて災害対応が必要となる時。																							

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第2項 洪水予報</p> <p>1 洪水予報の内容（3-13-14）</p> <table border="1" data-bbox="145 218 1308 510"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報（洪水警戒報）</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報（洪水警報）</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報（洪水警報）</td> <td>氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>第15章 要配慮者支援計画</p> <p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第2項 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の管理（3-15-2）</p> <p>(1) 市町</p> <p>オ 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品などのほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。</p> <p>(2) 県</p> <p>県は、市町等からの応援要請を受けた場合、<u>関係福祉団体</u>と調整し、<u>必要な福祉人材</u>の派遣を行う。</p> <p>2 被災者の他地区等への移送（3-15-3）</p> <p>(2) 県</p> <p>県は、市町等からの応援要請を受けた場合、<u>関係福祉団体</u>と調整し、<u>必要な福祉人材</u>の派遣を行う。</p> <p>第16章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1節 一般ボランティアの支援体制</p> <p>第1項 県、市町社会福祉協議会の対応（3-16-2）</p> <p>1 県災害ボランティアセンターの設置</p> <p>(2) <u>ボランティアコーディネーター</u>等の応援要請及び派遣</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の市町社会福祉協議会</p> <p>(2) <u>コーディネーター</u>の派遣</p> <p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設</p> <p>第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱</p> <p>2 災害発生時の防災体制（3-18-2）</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方（支社）</p>	種 類	発表基準	氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき	氾濫警戒情報（洪水警戒報）	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき	<p>第2項 洪水予報</p> <p>1 洪水予報の内容（3-13-14）</p> <table border="1" data-bbox="1451 218 2614 567"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報（洪水警戒報）</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報（洪水警報）</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ）</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報（洪水警報）</td> <td>氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>第15章 要配慮者支援計画</p> <p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第2項 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の管理（3-15-2）</p> <p>(1) 市町</p> <p>オ 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品などのほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。</p> <p><u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 県</p> <p>県は、市町等からの応援要請を受けた場合、<u>山口県災害福祉支援ネットワーク協議会</u>と調整し、<u>DWAT</u>の派遣を行う。</p> <p>2 被災者の他地区等への移送（3-15-3）</p> <p>(2) 県</p> <p>県は、市町等からの応援要請を受けた場合、<u>山口県災害福祉支援ネットワーク協議会</u>と調整し、<u>DWAT</u>の派遣を行う。</p> <p>第16章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1節 一般ボランティアの支援体制</p> <p>第1項 県、市町社会福祉協議会の対応（3-16-2）</p> <p>1 県災害ボランティアセンターの設置</p> <p>(2) <u>ボランティアセンター運営スタッフ</u>等の応援要請及び派遣</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の市町社会福祉協議会</p> <p>(2) <u>ボランティアセンター運営スタッフ</u>の派遣</p> <p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設</p> <p>第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱</p> <p>2 災害発生時の防災体制（3-18-2）</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方（支社）</p>	種 類	発表基準	氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき	氾濫警戒情報（洪水警戒報）	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ）	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき	<p>基準変更</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>DWAT の組成による修正</p> <p>DWAT の組成による修正</p> <p>表現の適正化</p>
種 類	発表基準																					
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき																					
氾濫警戒情報（洪水警戒報）	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																					
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき																					
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき																					
種 類	発表基準																					
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき																					
氾濫警戒情報（洪水警戒報）	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																					
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ）																					
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき																					

現 行		修 正 案		備 考
区 分	発 令 基 準	区 分	発 令 基 準	
警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、 <u>担当</u> 区域に <u>大規模な</u> 被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合	警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、 <u>サービス</u> 区域に <u>一定の</u> 被害が予測される場合 ・ <u>山口ネットワークセンター</u> または複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合	規程の見直し
非 常 体 制 (災害対策室)	・複数の事業所に非常体制が発令され <u>た場合、または</u> 防災体制の発令が必要と判断された場合 ・特別非常体制が発令された事業所がある場合	非 常 体 制 (災害対策室)	・ <u>山口ネットワークセンター</u> または複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・特別非常体制が発令された事業所がある場合	
特別非常体制 (特別災害対策室)	・ <u>担当</u> 区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合	特別非常体制 (特別災害対策室)	・ <u>サービス</u> 区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ <u>山口ネットワークセンター</u> または複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合	
<p>(3) 防災体制時の情報連絡経路</p> <p>ア 支社に<u>特別非常</u>体制が発令された場合の情報連絡経路は、<u>次による</u>。</p> <p>イ 電気事業法、災害対策基本法、河川法及び電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌によって行う。</p> <p>ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、中国電力(株)東京支社及び中国電力ネットワーク(株)東京事務所が対応する。</p>		<p>(3) 防災体制時の情報連絡経路</p> <p>ア 支社に<u>防災</u>体制が発令された場合の情報連絡経路は、<u>社内規程に基づき、別に定める</u>。</p> <p>イ 電気事業法、災害対策基本法、河川法及び電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌によって行う。</p> <p>ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、中国電力(株)東京支社及び中国電力ネットワーク(株)東京事務所が対応する。</p>		表現の適正化
<p>第3項 県営電力施設</p> <p>2 応急対策 (3-18-5)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 発災直後の保安</p> <p>発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・<u>給電</u>協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める。</p>		<p>第3項 県営電力施設</p> <p>2 応急対策 (3-18-5)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 発災直後の保安</p> <p>発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・<u>系統利用</u>協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める。</p>		表現の適正化
<p>第2節 ガス施設</p> <p>第1項 ガス事業者(旧一般ガス事業者)の応急対策</p> <p>5 ガス事業者の相互連携・協力(3-18-7)</p> <p>ガス事業者は、<u>経済産業省の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に基づき災害の発生の防止に関し、相互に連携・協力を努めるものとする。</u></p>		<p>第2節 ガス施設</p> <p>第1項 ガス事業者(旧一般ガス事業者)の応急対策</p> <p>5 ガス事業者の相互連携・協力(3-18-7)</p> <p>ガス事業者は、<u>「災害時連携計画」に基づき、ガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えることとし、事業者相互の連携・協力を努めるものとする。</u></p>		災害時連携計画の修正
<p>第2項 ガス事業者(旧簡易ガス事業者)の応急対策</p> <p>1 ガス事業者(旧簡易ガス事業者)(3-18-7)</p> <p>(2) (一社)日本コミュニティーガス協会中国支部の<u>「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」</u>に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。</p>		<p>第2項 ガス事業者(旧簡易ガス事業者)の応急対策</p> <p>1 ガス事業者(旧簡易ガス事業者)(3-18-7)</p> <p>(2) (一社)日本コミュニティーガス協会中国支部の<u>「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」</u>に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。</p>		要領名称の変更
<p>第19章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第2項 応急工事施工の体制(3-19-8)</p> <p>3 建設機械等の緊急使用計画</p> <p>(3) 中国地方整備局に対する応援要請</p> <p>中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ<u>平成20.8.20</u>各県土木関係部長、広島市道路局長及び中国地方整備局<u>企画部長</u>間」に基づき行うものとし、</p>		<p>第19章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第2項 応急工事施工の体制(3-19-8)</p> <p>3 建設機械等の緊急使用計画</p> <p>(3) 中国地方整備局に対する応援要請</p> <p>中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ<u>平成31.4.1</u>各県土木関係部長、広島市道路局長及び中国地方整備局<u>統括防災官</u>間」に基づき行うものとし、</p>		誤記修正 組織改編

現 行

その概要は次のとおりである。

第3節 鉄道施設

第1項 災害時の活動体制

1 災害、運転事故対策本部の設置（3-19-10）

西日本旅客鉄道株式会社

(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部を、また 被災現場に現地対策本部を設置する。

2 警戒体制（3-19-11）

西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社

(1) 支社又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。
特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。

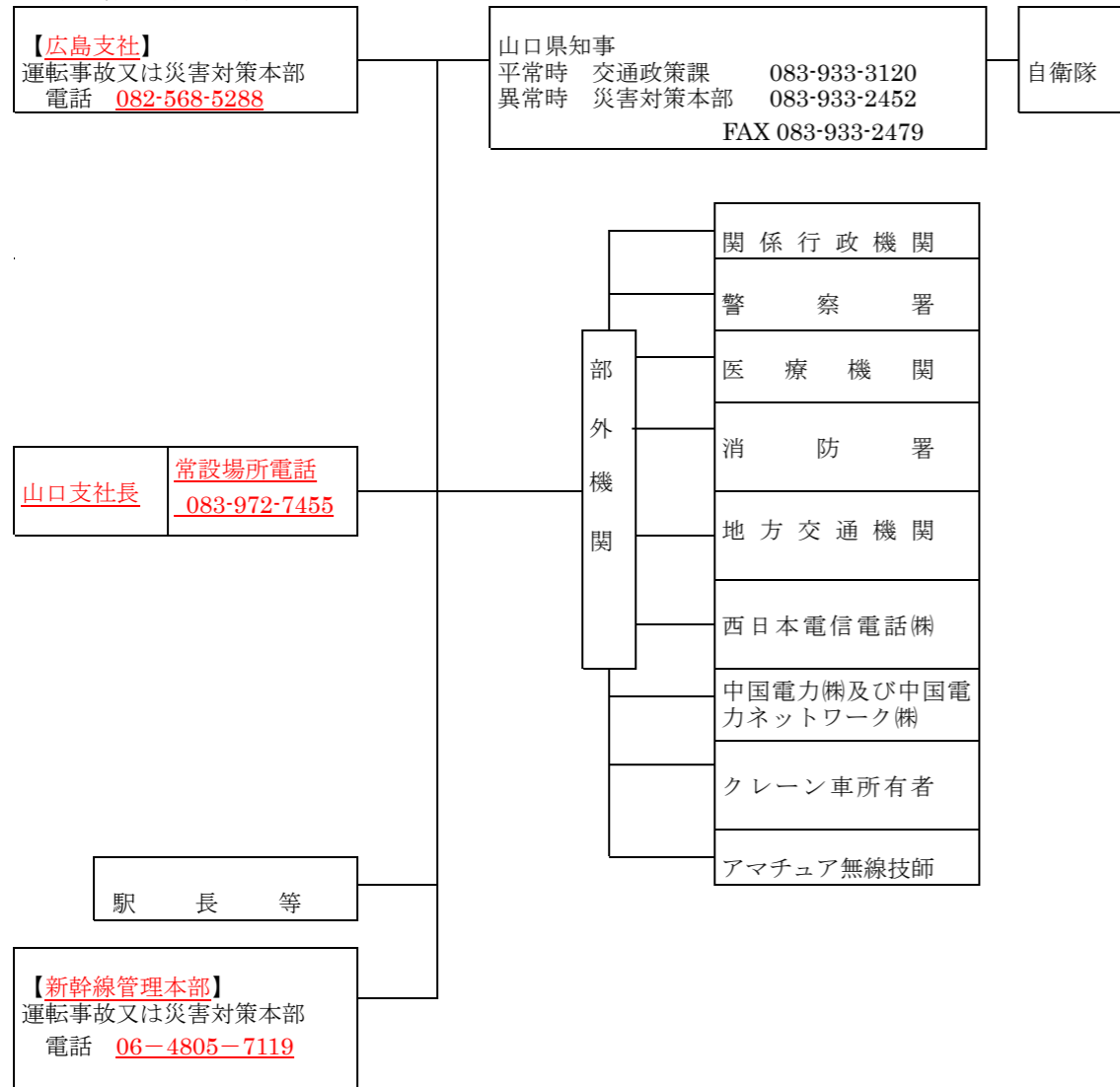
(2) 山口支社長等は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。

第3項 応急復旧

1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（3-19-12）

(4) 部外機関との連絡系統図

〔西日本旅客鉄道株式会社〕



修 正 案

その概要は次のとおりである。

第3節 鉄道施設

第1項 災害時の活動体制

1 災害、運転事故対策本部の設置（3-19-10）

西日本旅客鉄道株式会社

(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、中国統括本部に事故対策本部を、また 被災現場に現地対策本部を設置する。

2 警戒体制（3-19-11）

西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社

(1) 中国統括本部又は支店の関係者は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。
特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。

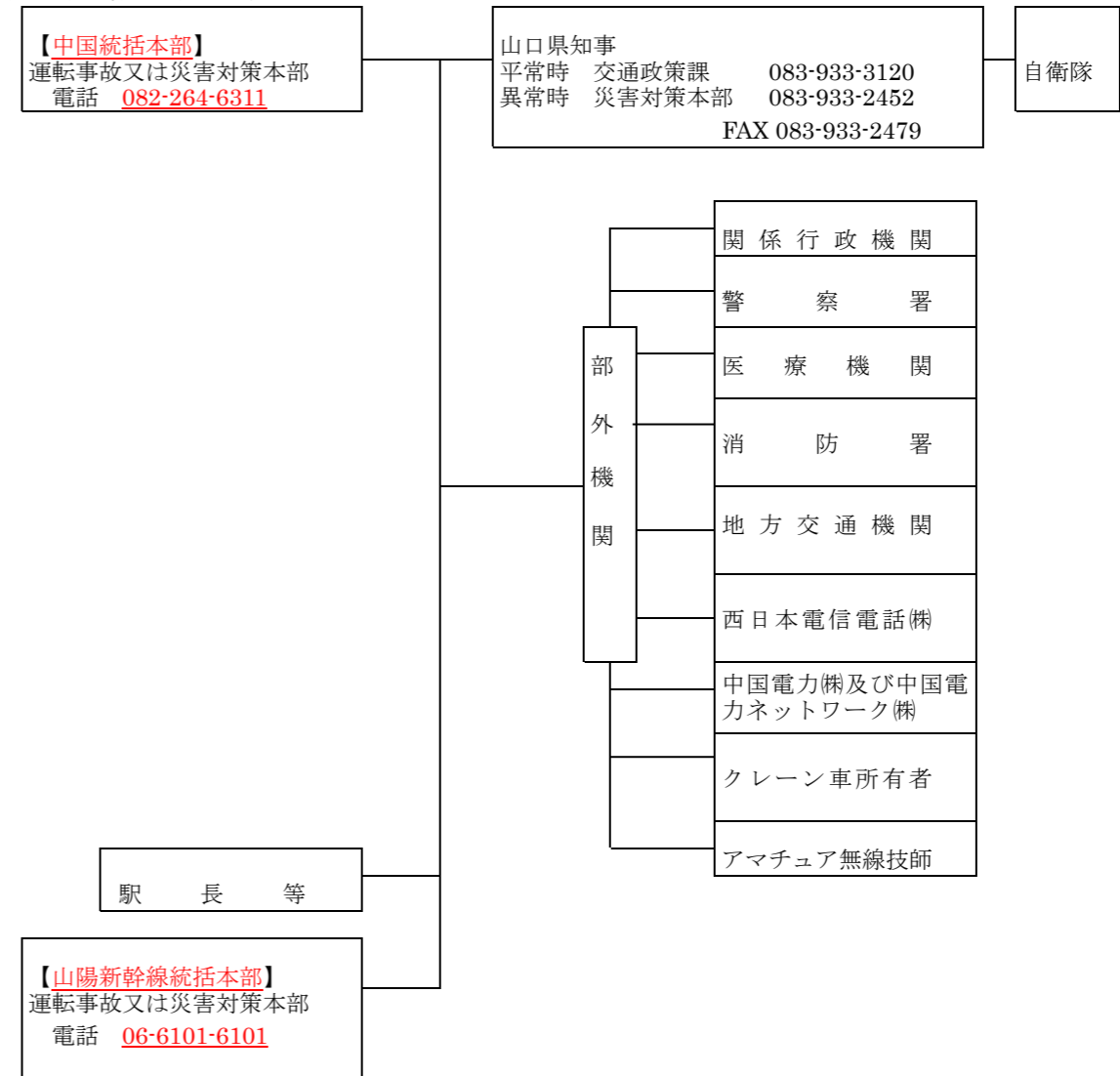
(2) 中国統括本部又は支店の関係各課は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。

第3項 応急復旧

1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（3-19-12）

(4) 部外機関との連絡系統図

〔西日本旅客鉄道株式会社〕



備 考

組織改編

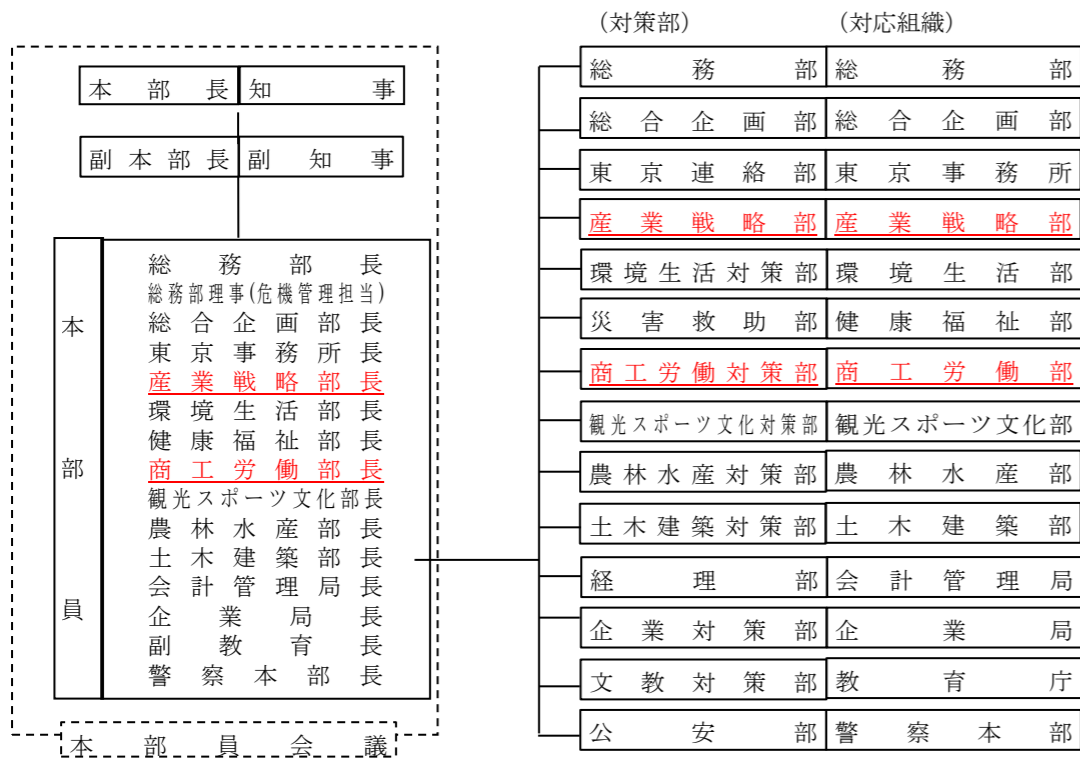
組織改編

組織改編

組織改編

現 行	修 正 案	備 考								
<p>第21章 火災対策計画 第1節 火災防ぎょ計画 第3項 消防活動 4 住民に対する安全対策（3-21-6） (2)避難指示 ウ 避難場所・避難誘導 (イ) 避難順位 火災現場の風下に位置する住民のうち病弱者、高齢者、障害者、子供、女性を優先する。</p> <p>第22章 交通災害対策計画 第1節 海上災害対策計画 第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策（3-22-7） 2 応援協力関係 (3) 関係企業と海上保安部署との間</p> <table border="1" data-bbox="240 699 1329 1010"> <thead> <tr> <th>関係海上保安部署</th> <th>協 定 の 相 手 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩 国 海 上 保 安 署</td> <td>(海上災害の応援に関する覚書・・・昭55年4月1日締結) 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、JXTGエネルギー(株)麻里布製油所、ユニオン石油(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井デュポンポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国工場、日本製紙(株)大竹工場、三菱ケミカル(株)大竹事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、内外運輸(株)岩国営業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 陸上交通災害対策計画 第3項 鉄道災害、運転事故対策 1 応急対策実施機関（3-22-30） (1) 軌道・・・西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店 (2) 鉄道・・・西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、錦川鉄道株式会社</p> <p>第4編 復旧・復興計画 第1章 復旧・復興活動計画 第1節 県の活動体制 第1項 被害復旧対策本部の設置（4-1-2） 2 県本部の組織</p>	関係海上保安部署	協 定 の 相 手 方	岩 国 海 上 保 安 署	(海上災害の応援に関する覚書・・・昭55年4月1日締結) 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、 JXTGエネルギー (株)麻里布製油所、ユニオン石油(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井 デュポン ポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国 工場 、 日本製紙(株)大竹工場 、三菱ケミカル(株) 大竹事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、 内外運輸(株)岩国営業所	<p>第21章 火災対策計画 第1節 火災防ぎょ計画 第3項 消防活動 4 住民に対する安全対策（3-21-6） (2)避難指示 ウ 避難場所・避難誘導 (イ) 避難順位 火災現場の風下に位置する住民のうち要配慮者を優先する。</p> <p>第22章 交通災害対策計画 第1節 海上災害対策計画 第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策（3-22-7） 2 応援協力関係 (3) 関係企業と海上保安部署との間</p> <table border="1" data-bbox="1546 699 2635 1010"> <thead> <tr> <th>関係海上保安部署</th> <th>協 定 の 相 手 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩 国 海 上 保 安 署</td> <td>(海上災害の応援に関する覚書・・・昭55年4月1日締結) 岩国・大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、ENEOS(株)麻里布製油所、ユニオン石油工業(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井・ダウポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国事業所、三菱ケミカル(株)広島事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、(株)シーゲートコーポレーション</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 陸上交通災害対策計画 第3項 鉄道災害、運転事故対策 1 応急対策実施機関（3-22-30） (1) 軌道・・・西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店 (2) 鉄道・・・西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、錦川鉄道株式会社</p> <p>第4編 復旧・復興計画 第1章 復旧・復興活動計画 第1節 県の活動体制 第1項 被害復旧対策本部の設置（4-1-2） 2 県本部の組織</p>	関係海上保安部署	協 定 の 相 手 方	岩 国 海 上 保 安 署	(海上災害の応援に関する覚書・・・昭55年4月1日締結) 岩国・大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、 ENEOS (株)麻里布製油所、ユニオン石油 工業 (株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井・ ダウ ポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国 事業所 、三菱ケミカル(株) 広島事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、 (株)シーゲートコーポレーション	<p>表現の適正化</p> <p>名称変更</p> <p>組織改編</p>
関係海上保安部署	協 定 の 相 手 方									
岩 国 海 上 保 安 署	(海上災害の応援に関する覚書・・・昭55年4月1日締結) 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、 JXTGエネルギー (株)麻里布製油所、ユニオン石油(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井 デュポン ポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国 工場 、 日本製紙(株)大竹工場 、三菱ケミカル(株) 大竹事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、 内外運輸(株)岩国営業所									
関係海上保安部署	協 定 の 相 手 方									
岩 国 海 上 保 安 署	(海上災害の応援に関する覚書・・・昭55年4月1日締結) 岩国・大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、 ENEOS (株)麻里布製油所、ユニオン石油 工業 (株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井・ ダウ ポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国 事業所 、三菱ケミカル(株) 広島事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、 (株)シーゲートコーポレーション									

現 行



第2項 県本部の運営

2 部 (4-1-3)

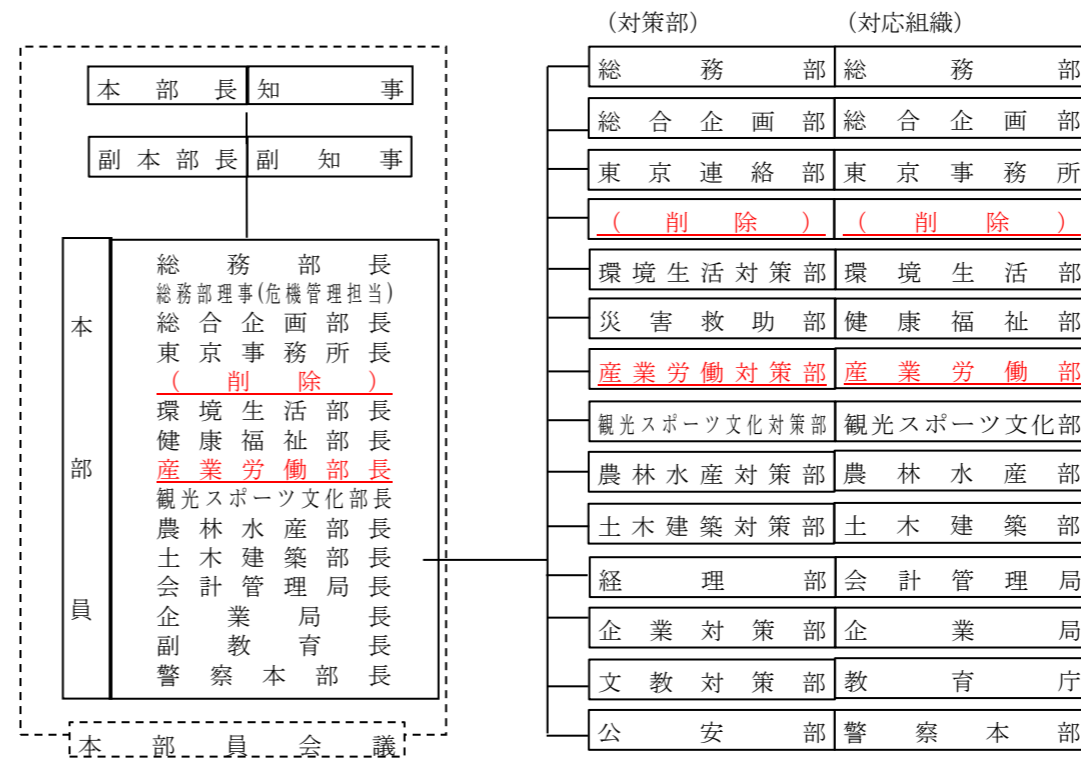
(1) 部の構成

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長
<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部長</u>	<u>産業戦略部次長</u>
環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長
災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
<u>商工労働対策部</u>	<u>商工労働部</u>	<u>商工労働部長</u>	<u>商工労働部次長</u>
観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長
土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長
経理部	会計管理局	会計管理局長	会計課長
企業対策部	企業局	公営企業管理者	企業局長
文教対策部	教育庁	教育庁長	副教育庁長
公安部	警察本部	警察本部長	警備部長

第4項 班の編成及び所掌事務 (4-1-5)

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略</u>	<u>産業戦略部</u>	<u>1 部内及び本部室班との連絡調整に関すること。</u>	
<u>商工労働対策部</u>	<u>商工総務</u>	<u>商政課</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 3 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること。 4 電力の安定供給についての要請に関すること。 5 その他応急商工業対策に関すること。	
	経営金融	経営金融課	6 中小企業の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 7 中小企業の金融に関すること。	

修 正 案



第2項 県本部の運営

2 部 (4-1-3)

(1) 部の構成

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長
災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
<u>産業労働対策部</u>	<u>産業労働部</u>	<u>産業労働部長</u>	<u>産業労働部次長</u>
観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長
土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長
経理部	会計管理局	会計管理局長	会計課長
企業対策部	企業局	公営企業管理者	企業局長
文教対策部	教育庁	教育庁長	副教育庁長
公安部	警察本部	警察本部長	警備部長

第4項 班の編成及び所掌事務 (4-1-5)

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
<u>産業労働対策部</u>	<u>産業総務</u>	<u>産業政策課</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 3 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること。 4 電力の安定供給についての要請に関すること。 5 その他応急商工業対策に関すること。	
	経営金融	経営金融課	6 中小企業の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 7 中小企業の金融に関すること。	

備 考

組織改編

組織改編

組織改編

現 行					修 正 案					備 考
文教 対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・ 施設整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関する事 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関する事 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関する事 5 その他文教対策に関する事。		文教 対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・ 施設整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関する事 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関する事 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関する事 5 その他文教対策に関する事。		
	学校教育	教 職 員 課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	<u>6</u> 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事 <u>7</u> 学校施設における避難者の救援活動への協力に関する事			学校教育	教育情報化推進室 教 職 員 課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	<u>6</u> ICT機器等を活用した教育の実施に関する事 <u>7</u> 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事 <u>8</u> 学校施設における避難者の救援活動への協力に関する事		
	学校保健	学 校 安 全 ・ 体育課	<u>8</u> 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 <u>9</u> 児童生徒の避難措置に関する事。			学校保健	学 校 安 全 ・ 体育課	<u>9</u> 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 <u>10</u> 児童生徒の避難措置に関する事。		
<p>第2章 被災者の生活再建計画</p> <p>第1節 被災者の生活確保</p> <p>第6項 生活資金の確保</p> <p>3 県市町中小企業勤労者小口資金 (4-2-6)</p> <p>県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。</p> <p>(1) 貸付限度額 災害資金100万円以内</p> <p>(2) 償還期間 10年以内</p> <p>(3) 利 率 年<u>1.59</u>% (保証料別途)</p> <p>(4) 申 込 先 中国労働金庫</p>					<p>第2章 被災者の生活再建計画</p> <p>第1節 被災者の生活確保</p> <p>第6項 生活資金の確保</p> <p>3 県市町中小企業勤労者小口資金 (4-2-6)</p> <p>県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。</p> <p>(1) 貸付限度額 災害資金100万円以内</p> <p>(2) 償還期間 10年以内</p> <p>(3) 利 率 年<u>1.58</u>% (保証料別途)</p> <p>(4) 申 込 先 中国労働金庫</p>					利率変更